

☑ 知っておかなきゃ!  
研究公正のキホン

テーマ

1

【主に医学系】

“オーサーシップについて”

# だれが論文の 著者なの？

point

・著者が満たすべき4つの基準とは。

・謝辞に記載すべき人とは。



近年、「不適切なオーサーシップ」が研究不正として問題化する事例が増えています。

文部科学省はホームページで、不正行為が認定された事案を掲載しています。ここでは、2020年から2022年の3年間に不正行為が認定された39件のうち約1/4（9件）の事案で「不適切なオーサーシップ」が報告されています\*。

※「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）」、文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360484.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm)（参照 2024-2-1）

事例

論文に掲載された画像に不正疑義の指摘があり、調査を行った結果、捏造および不適切なオーサーシップが認定されました。本事案では、研究に貢献がないにもかかわらず、研究に助言を行った助教や大学院生を元講師が著者に追加していました。また、元講師が共著者に対して、最終原稿の確認の機会を与えず、承認を得ることなく投稿を行っていたことも不適切なオーサーシップと判断されました。

【出典】  
昭和大学における研究活動の不正行為に関する調査結果概要、昭和大学。  
<https://www.showa-u.ac.jp/news/albums/abm.php?d=4820&f=abm00039533.pdf>（参照 2024-2-1）

詳しくはウラ面へ→

# だれが論文の著者なの？



## 【主に医学系】“オーサーシップについて”

論文を執筆・投稿をするにあたっては、著者に求められる要件を投稿規程等で十分に確認した上で、だれが著者の資格を満たしているのか？ 著者としてではなく謝辞に掲載すべき人はだれか？ をきちんと確認・検討することが必要です。著者に求められる要件は研究分野の特性によって異なる場合がありますが、**医学系分野では、国際医学雑誌編集者委員会 (International Committee of Medical Journal Editors) が提示する基準がひろく用いられています。**

### 01 著者の基準

国際医学雑誌編集者委員会 (International Committee of Medical Journal Editors) は、論文の著者が満たすべき基準として、下記の4つの項目をあげています。

- 1 研究の構想・デザインやデータの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること
- 2 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること
- 3 出版原稿の最終版を確認していること
- 4 論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること

“ (...) すべての著者は上記の4つのオーサーシップの基準をすべて満たさねばならず、また、4つの基準を満たすものはすべて著者として記載されるべきである。 (...) また、本基準は、本来であればオーサーシップの基準を満たす研究者から、基準2、基準3を満たす機会を奪うことで論文著者資格をはく奪する手段として利用されることを意図したのではなく、基準1を満たすすべての個人に対して、原稿のレビュー、執筆、最終承認に参加する機会を保証すべきである。”

### 02 謝辞

ICMJEの勧告では、著者の基準のすべてを満たさない貢献者については、謝辞に記載すべきとしています。具体的には、

- ・研究費の獲得
- ・研究グループの総指揮や全般的な管理運営上の支援
- ・執筆支援 (writing assistance)
- ・文書校閲 (technical editing)
- ・言語校閲 (language editing)
- ・校正

などです。

貢献内容については、「科学的アドバイザーを務めた」、「研究計画を批判的に検討した」、「データを収集した」、「対象患者の提供・治療を行った」、「原稿の執筆または文書校閲に参加した」などの形で具体的に明記すべきとしています。

上記は、ICMJE Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing and Publication of Scholarly Work in Medical Journalを翻訳し転載したものです。本転載/翻訳は、JST、RISTEX、JPMJRX21B5の支援をうけて研究プロジェクト「研究分野の多様性を踏まえた研究公正規範の明確化と共有」が作成したものであり、本転載/翻訳の内容についてICMJEが承認を与えたものではありません。Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing and Publication of Scholarly Work in Medical Journalの公式版はwww.ICMJE.orgに掲載されています。本文書を引用する際には、上記の公式版から引用してください。

### 03 研究開始からの合意

第3回研究公正国際会議で採択された「モントリオール宣言」※では、研究を開始する時点で、共同研究の成果物の著者および謝辞の基準について共同研究者間で合意すること、必要に応じて研究開始後も必要に応じて、適宜、見直すことを求めています。

だれが論文の著者になるかは、関係者間で意見の食い違いが発生することの多い点です。論文投稿時に確認するのではなく、研究開始時から合意を取るようにしましょう。

※Montreal Statement on Research Integrity in Cross-Boundary Research Collaborations  
<https://www.wcrif.org/guidance/montreal-statement>

#### プロジェクト紹介

科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム (第3期: 令和3~6年度)

#### 研究分野の多様性を踏まえた研究公正規範の明確化と共有

近年問題となることの増えてきた二重投稿や不適切なオーサーシップ等について、問題への認識は分野を超えて共通しているものの、具体的にどのような行為を二重投稿や不適切なオーサーシップとみなすかについては、研究分野によって考え方や対応が異なることが少なくありません。本プロジェクトでは、研究分野の多様性を踏まえて、研究公正規範の明確化と共有を図る仕組みづくりを目指しています。

